

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市農業 協同組合					登録検査 機関の 名称	
抹消			追加		変更内容	変更の あった 農産物 検査員
高田 利久	柴原 拓郎	黒田 和幸	加下 裕介	松田 克己	氏 名	
そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	そば 大麦、 もみ、 玄米、 小麦、 大豆、 裸麦、	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和四年 四月七日					変更 年月日	